

## 第6 障害児・者の福祉

### I 障害者の実態

#### 1 心身障害児

障害者とは、平成23年に改正された障害者基本法では、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」と定義している。さらに、児童福祉法では「満18歳に満たない者」を児童と定義している。

市で把握している心身障害児数<令和2年4月1日現在>

(単位：人)

区 分	0歳～6歳	7歳～12歳	13歳～15歳	16歳～18歳	合 計
療育手帳所持児	78	241	184	225	728
身体障害者手帳所持児	(視覚12人, 聴覚20人, 音声・言語0人, 肢体104人, 内部38人)				174
特別児童扶養手当受給資格児	(1級、2級)				482
県立沼津視覚特別支援学校	幼稚部 0	1	0	1	2
県立沼津聴覚特別支援学校	幼稚部 1	0	1	1	3
県立富士特別支援学校	—	111 訪問 1	54 訪問 2	111 訪問 1	276 訪問 4
県立富士特別支援学校富士宮分校	—	—	—	51	51
県立沼津特別支援学校	—	0	0	1	1
県立東部特別支援学校	—	0 訪問 0	0 訪問 1	0 訪問 2	0 訪問 3
県立中央特別支援学校	—	0 訪問 1	0 訪問 0	2	2 訪問 1
県立静岡南部特別支援学校	—	0	2	—	2
県立清水特別支援学校	—	1	0	2	3
市内特別支援学級生(知的)	—	191	106	—	297
市内特別支援学級生(情緒)	—	62	43	—	105
市内特別支援学級生(肢体)	—	6	0	—	7
市内特別支援学級生 (言体視聴)	—	0	1	—	
計	1	374	210	172	757

※ 一部乳児・就職している児童については不明。

※情緒には、吉原林間学園(23人)含む。

## 2 知的障害者

知的障害とは、知的機能の障害が、概ね18歳までの発達期にあらわれ、知的機能障害のために能力低下や社会的不利を生じ、生活、学習、労働などの日常生活に支障をきたす恐れがあり、そのために教育、職業、福祉などの面で特別な援助を必要とする状態にあることをいう。

療育手帳とは、知的な障害を持つ児（者）に対して一貫した相談・指導を行うほか、各種の援助を受けやすくするために交付される。障害の程度により、A（最重度・重度）とB（中度・軽度）の等級がある。また、従来は対象とならなかった発達障害児（者）（発達障害者支援法に規定する自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など）に対しても、平成18年11月より、一定の知的な障害があり、かつ医師による診断を受けたものについては、療育手帳の対象となった。

本市における療育手帳所持者の状況は次のとおり。

療育手帳所持者の推移＜各年度3月末日現在＞

（単位：人）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A	691	713	724	732	771
B	1,336	1,384	1,458	1,519	1,560
計	2,027	2,097	2,182	2,251	2,331

療育手帳所持児者状況＜令和2年3月末日現在＞

（単位：人）

種別	年齢					
	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
A	22	74	41	50	584	771
B	56	167	143	105	1,089	1,560
計	78	241	184	155	1,673	2,331

## 3 身体障害者

身体に障害のある人が制度的な援護を受けるには、まず、身体障害者手帳の交付を受けることが必要である。この申請事務は、福祉事務所（障害福祉課）で行っている。

身体障害者の障害の原因や程度は個々により異なり、身体障害者手帳には障害程度の重い方から1級から6級まで等級が付され、援護制度も障害の状況に応じて種々異なっている。

本市における身体障害者の状況は次のとおり。

身体障害者の推移＜各年度3月末日現在＞

（単位：人）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
手帳所持者	8,932	9,007	9,080	9,156	9,047

## 障害・等級別の状況&lt;令和2年3月末日現在&gt;

(単位：人)

障害区分 等級	視覚障害	平衡機能 聴覚障害	音声言語 障害	肢体不自由	内部障害	計
1級	187	19	2	1,110	1,859	3,177
2	159	194	3	864	22	1,242
3	36	86	71	808	337	1,338
4	37	219	36	1,219	695	2,206
5	72	3		467		542
6	24	247		271		542
計	515	768	112	4,739	2,913	9,047

## 障害別の身体障害者手帳新規交付数

(単位：件)

障害別 年度	視覚障害	聴覚障害	平行機能障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害	計
平成27年度	25	41	0	15	156	293	530
平成28年度	21	56	0	6	153	268	504
平成29年度	21	58	0	6	176	319	580
平成30年度	20	55	1	9	148	276	509
令和元年度	27	62	1	8	175	305	578

## 障害原因別状況&lt;令和2年3月末日現在&gt;

(単位：人)

障害別 原因別	視	覚	聴	覚	音声言語	肢体不自由	内部障害	計
戦傷病	0		0		0	3	0	3
労働災害	4		0		1	369	2	376
不慮の事故	11		0		0	317	1	329
疾病	先天性	61	110		5	268	81	525
	後天性	417	558		106	3,426	2,701	7,208
交通事故	2		0		0	206	4	212
その他	20		100		0	150	124	394
計	515		768		112	4,739	2,913	9,047

## 4 精神障害者

精神に障害のある人が、社会復帰や社会参加を目的に各種サービスを受けるためには、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることが必要である。

本市における精神障害者保健福祉手帳所持者の状況は次のとおり。

## 精神障害者の推移&lt;各年度3月末日現在&gt;

(単位：人)

年 度	精神障害者保健福祉手帳所持者			
	1 級	2 級	3 級	計
平成27年度	69	558	401	1,028
平成28年度	90	669	449	1,208
平成29年度	86	683	487	1,256
平成30年度	96	714	515	1,325
令和元年度	104	760	561	1,425

※ 初診日から6か月を経過した場合、精神障害者保健福祉手帳の申請ができる。

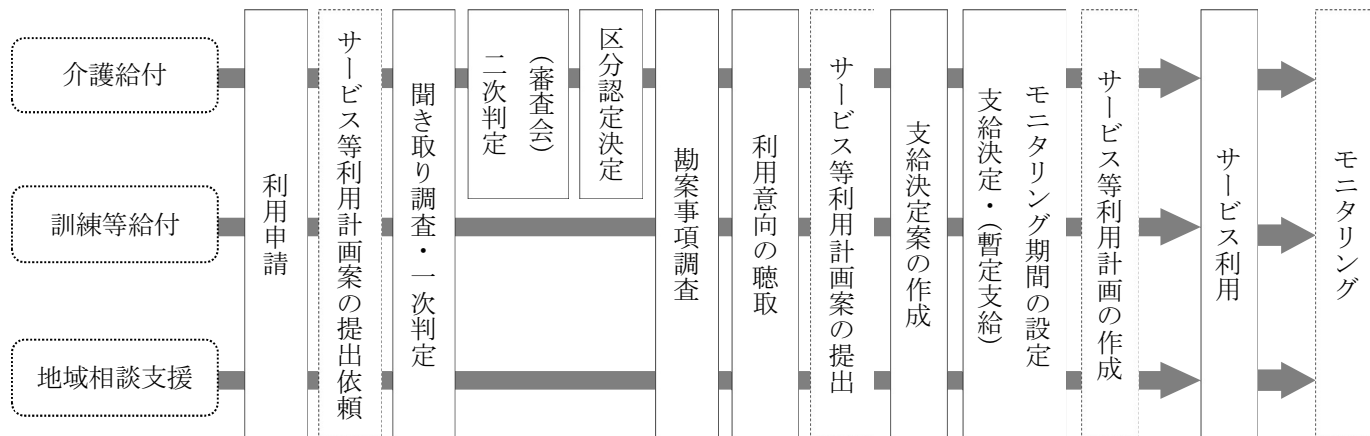
※ 有効期間は2年間

## II 障害者総合支援法

平成18年4月1日、これまでの障害種別によって異なった制度やサービスから身体・知的・精神に共通のサービス体系へと一元化を図る新たな制度として「障害者自立支援法」が施行された。

その後も、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を目指して検討が進められ、平成25年4月1日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）が施行された。

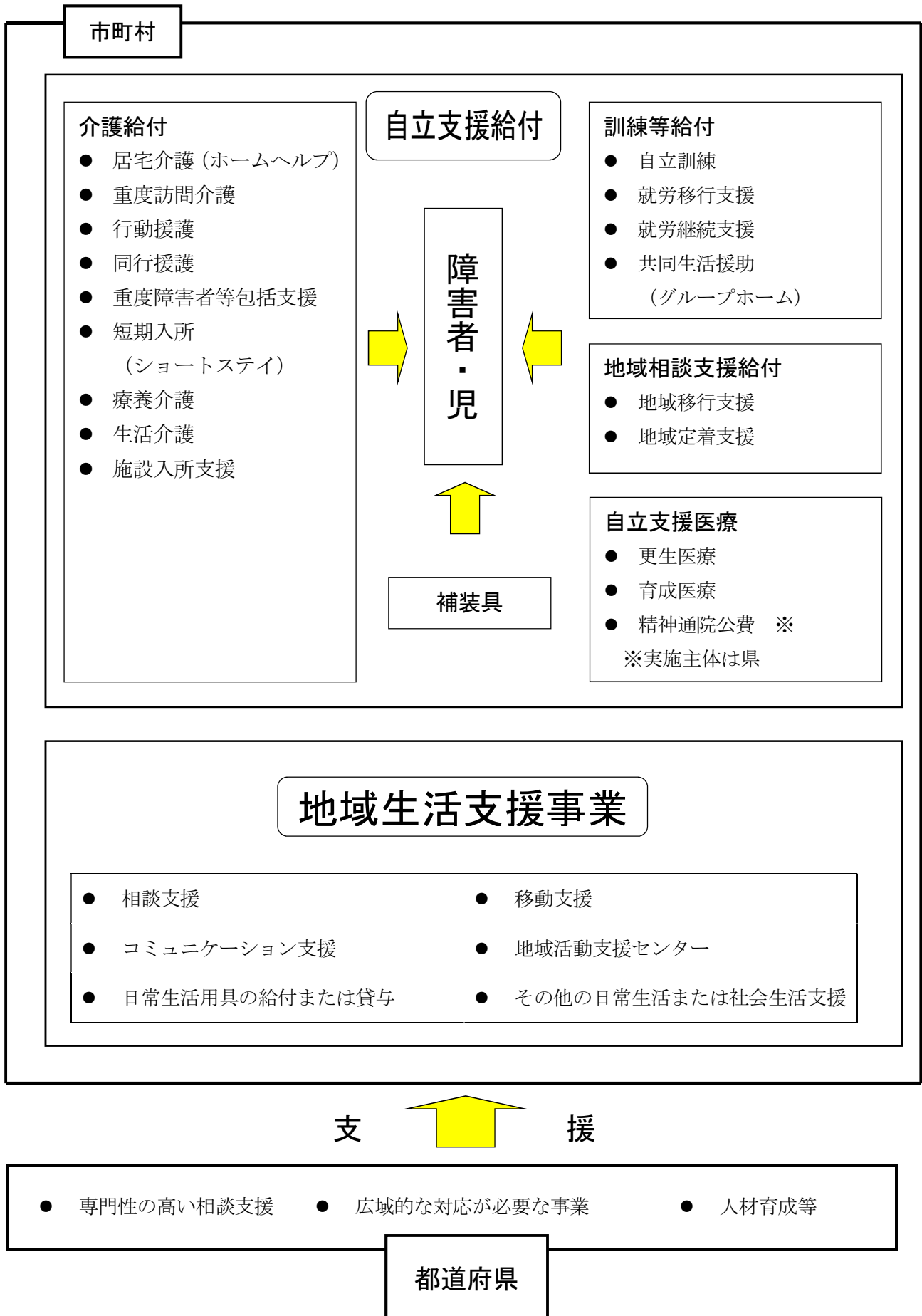
### 1 障害福祉サービスの利用のしかた



- (1) 申請者は、市が発行した「サービス等利用計画案の提出依頼書」を持って、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に現状や課題等について相談します。
- (2) 相談支援専門員は申請者の区分判定結果等を踏まえ、課題解決に向けた適切な「サービス等利用計画案」を作成します。
- (3) 申請者はそのサービス等利用計画案を市に提出します。
- (4) 市はそのサービス等利用計画案を参考に支給決定・モニタリング期間の設定を行い、申請者に対し受給者証を交付します。
- (5) 相談支援専門員は「サービス等利用計画」を作成し、申請者はサービスの利用を開始します。
- (6) 相談支援専門員は利用者の状況把握・支援に努め、定められたモニタリング期間に基づき、課題解決についての評価を行います。

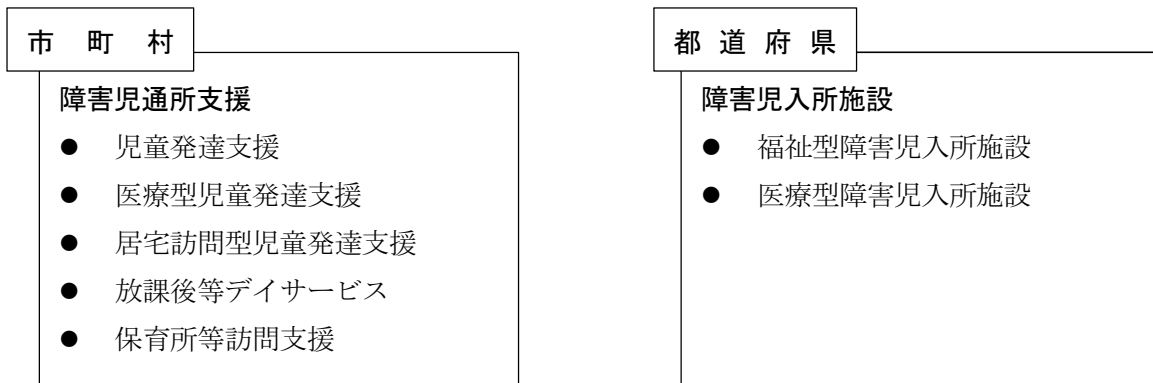
※ 「サービス等利用計画」は申請者自らが作成する方法（セルフプラン）も認められています。

2 自立支援システムの全体像



### 3 障害児を対象としたサービス

障害児を対象とした施設・事業は平成24年4月に児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編された。

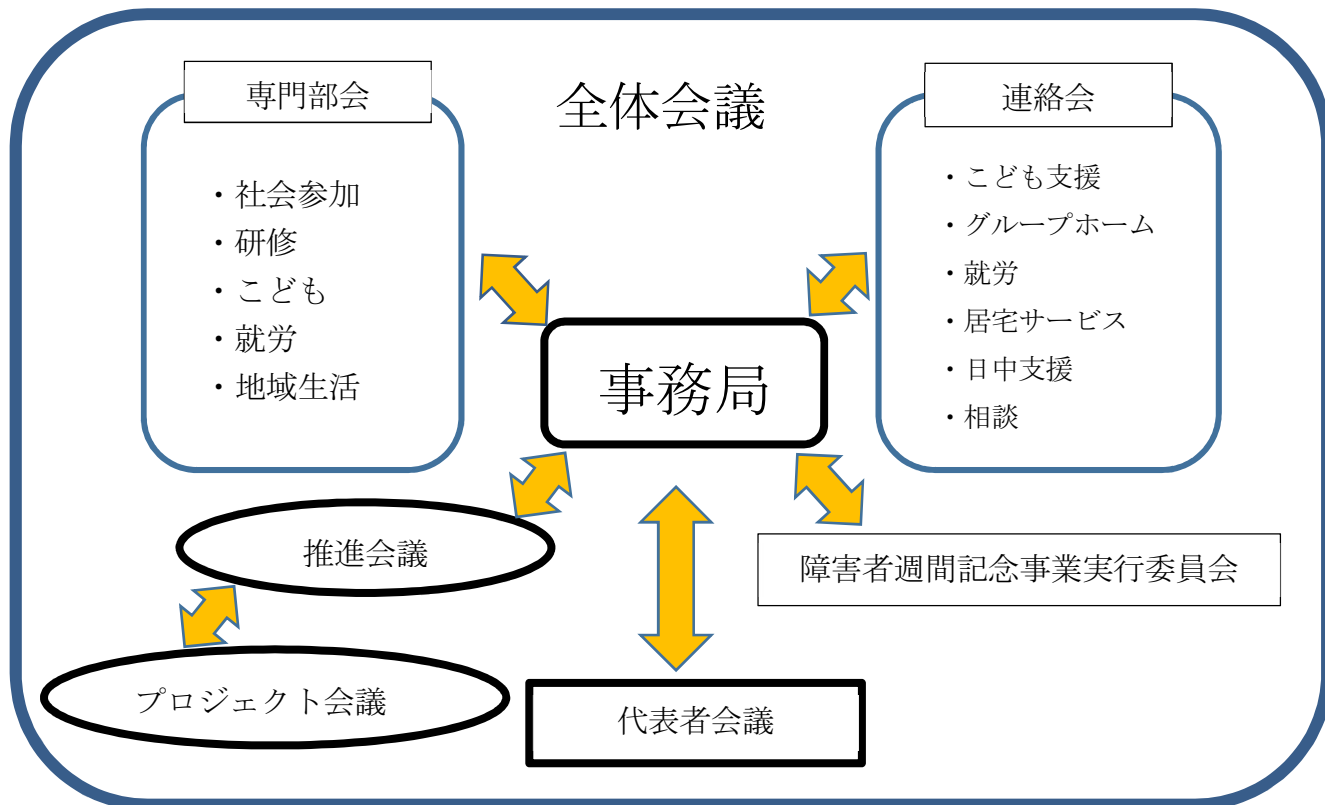


### 4 富士市障害者自立支援協議会

各関係機関がそれぞれの情報を共有して具体的に協働するため、その中核をなす機関として「富士市障害者自立支援協議会」を設置。

【事業の内容】

- ・ 相談支援事業の実施（評価を含む）に関すること。
- ・ 困難事例の協議・調整に関すること。
- ・ 関係機関によるネットワーク構築に向けた協議に関すること。
- ・ 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- ・ 権利擁護体制に関すること。
- ・ 啓発活動や委員研修に関すること。



## Ⅲ 障害支援区分認定

障害者総合支援法に定める介護給付・訓練等給付を利用する場合は、障害支援区分の認定調査が必要となる。

障害支援認定区分とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分であり、非該当をはじめ区分1から区分6までに分類される。(数字が大きくなるほど、標準的な支援の必要の度合いが大きい。)

これは、市がサービスの種類や量を決定する場合の指標の1つになる。ただし、支給量の上限を規定するものではない。

### 1 障害支援区分認定調査

#### 1 障害支援区分認定調査・概況調査

障害支援区分を判定するために、認定調査員が、申請のあった本人及び保護者等と面接をし、3障害共通の調査項目等について調査する認定調査と、認定調査に併せて、申請者本人及び家族等の状況や現在のサービス内容や家族からの介護状況について調査する概況調査を実施。

#### 2 障害支援区分認定調査の実施状況

実施状況

(単位:人)

種 別 \ 年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介 護 給 付 (訓練等給付併用者も含む)	332	403	326	357	372

### 2 障害支援区分認定等審査

#### 1 障害支援区分認定等審査会

障害者総合支援法第15条に基づき、介護給付に係る障害支援区分認定・障害支援区分認定有効期間を定めたり、市町村の支給要否決定に係る意見を述べる審査判定業務を行ったりするため、市の附属機関として設置。ただし、原則として訓練等給付のみの人は審査会の判定は行わない。

#### 2 審査会委員数及び任期

医療関係3人、福祉関係7人の計10人で任期は2年(令和3年3月31日)。合議体数は2合議体。

## 3 障害支援区分認定等審査会の実施状況

## 種別状況

(単位：人)

種 別 \ 年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新 規	79	88	76	84	91
更 新	241	308	238	260	272
変 更	12	7	12	13	9
そ の 他	13	34	32	31	30
計	345	437	358	388	402

※ 「更新」は、認定の有効期間を継続するために行う更新の申請。

※ 「変更」は、身体等の状況変化により有効期間の途中で行う申請。

※ 「その他」は、障害福祉サービス標準利用期間更新申請及び支給量調整申請等の件数。

## 審査会判定状況

(単位：人)

区 分 \ 年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
非該当	0	0	0	0	0
区分1	6	8	5	6	5
区分2	47	70	49	46	45
区分3	53	76	75	64	77
区分4	76	85	64	75	82
区分5	59	62	37	65	62
区分6	91	101	96	101	101
計	332	402	326	357	372
審査会回数	13 回	14 回	12 回	13 回	13 回



## IV 自立支援給付

### 1 介護給付費等

#### 1 障害福祉サービスの利用

(1) サービスの利用状況

(単位：時間、人、日、回)

種類	サービスの種類		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護給付費	居宅介護	延利用者数	2,273	2,271	2,363	2,440	2,472
		延利用時間数	42,313	42,356	42,506	43,567	44,306
	重度訪問介護	延利用者数	48	71	74	75	82
		延利用時間数	17,820	31,590	29,498	32,847	38,292
	行動援護	延利用者数	123	125	125	130	139
		延利用時間数	1,569	1,641	1,612	1,582	1,760
	同行援護	延利用者数	332	341	357	362	354
		延利用時間数	5,778	6,086	5,777	6,160	5,828
	重度障害者等包括支援	延利用者数	0	0	0	0	0
		延利用時間数	0	0	0	0	0
	短期入所	延利用者数	973	992	1,009	1,062	1,160
		延利用日数	7,702	7,006	6,426	7,612	7,793
	療養介護	延利用者数	312	308	289	313	310
		延利用日数	9,468	9,270	8,641	9,463	9,341
生活介護	延利用者数	5,075	5,267	5,439	5,636	5,677	
	延利用日数	98,621	102,045	105,286	108,583	109,112	
施設入所支援	延利用者数	2,809	2,809	2,805	2,838	2,834	
	延利用日数	83,187	83,277	83,021	83,820	83,686	
訓練等給付費	自立訓練(機能訓練)	延利用者数	57	16	11	31	33
		延利用日数	1,484	317	236	629	708
	自立訓練(生活訓練)	延利用者数	325	331	366	321	258
		延利用日数	6,390	6,782	7,052	6,154	4,766
	就労移行支援	延利用者数	1,053	1,191	1,284	1,203	976
		延利用日数	19,194	21,663	22,979	20,016	15,550
	就労継続支援A型	延利用者数	1,203	1,463	1,449	1,589	1,575
		延利用日数	23,574	28,622	28,453	31,173	30,444
	就労継続支援B型	延利用者数	3,721	3,905	4,184	4,459	4,961
		延利用日数	66,737	70,914	76,734	81,917	89,147
就労定着支援	延利用者数	—	—	—	69	322	
自立生活援助	延利用者数	—	—	—	13	9	
共同生活援助	延利用者数	1,521	1,584	1,643	1,673	1,814	
障害児通所給付費	児童発達支援	延利用者数	760	747	789	905	948
		延利用日数	11,459	11,151	11,137	12,046	12,527
	放課後デイサービス	延利用者数	3,199	4,788	5,901	6,545	6,792
		延利用日数	32,719	55,607	74,702	82,504	87,106
	障害児計画相談	延利用回数	394	588	718	829	1,098
計画相談支援給付費	延利用回数	1,961	2,088	2,110	2,502	3,191	
地域相談支援給付費	延利用回数	219	1,590	481	371	414	

## (2) サービスの内容

種別	サービスの種類	内 容
介護給付費	居宅介護	居宅で自立した日常生活・社会生活を営むため、障害の状況や生活環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事援助、通院の介助などを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動の支援などを総合的に行います。
	行動援護	知的障害又は精神障害により自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障害により移動が困難な人に、外出時にヘルパーが同行して移動の支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設において夜間に入浴、排せつ、食事等の介護、相談、助言など日常生活上必要な援助を行います。昼間には生活介護等日中活動系のサービスを行います。
訓練等給付費	自立訓練(機能訓練)	施設・病院を退所・退院したり、特別支援学校を卒業して、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上のための支援が必要な身体障害者や難病患者等に対して、一定期間、リハビリテーションや生活等に関する相談・助言などを行ないます。
	自立訓練(生活訓練)	施設・病院を退所・退院したり、特別支援学校を卒業して、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上のための支援が必要な知的障害者または精神障害者に対して、一定期間、自立した日常生活を営むために必要な訓練と、生活等に関する相談・助言などを行ないます。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人や、技術を習得し、在宅で就労等を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型	一般企業等に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害者に、雇用に基づく就労機会の提供や一般就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行います。
	就労継続支援B型	一般企業等に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が困難である障害者に、就労や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行います。
	就労定着支援	就労支援を利用して一般就労した障害者に対して、就労により生じる生活面での課題に対応するべく、事業所と家族、関係機関との連絡調整や指導、助言など必要な支援を行ないます。
	自立生活援助	施設や医療機関から地域生活へ移行した障害者に対して、定期訪問や随時の対応等により日常生活上の課題を把握し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行う。
	共同生活援助	夜間や、休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
障害児通所給付費	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	障害のある児童に対して、放課後や夏休みなど長期休業日に、通所により生活能力の向上のために必要な療育や、社会との交流の促進など、必要な支援を継続的に行います。
	障害児計画相談	障害児通所支援の利用に当たり、障害児支援利用計画を作成します。またサービス事業者との連絡調整、利用状況の確認等を行い、障害児通所支援利用が適正であるか一定期間ごとに計画を見直して障害児通所支援利用継続の支援を行います。
計画相談支援給付費(サービス利用支援・継続サービス利用支援)	障害福祉サービスの利用に当たり、サービス等利用計画を作成します。またサービス事業者との連絡調整、利用状況の確認等を行い、サービス利用が適正であるか一定期間ごとに計画を見直してサービス利用継続の支援を行います。	
地域相談給付費(地域移行支援・地域定着支援)	障害者支援施設等の入所施設や精神科病棟等の医療機関から地域生活へ移行するための支援や、居宅において一人暮らしをしている方等の常時連絡体制の確保や緊急時等における支援を行います。	

## 2 自立支援医療

### 1 更生医療の助成

身体障害者手帳に記載されている障害で、さらに治療を加えればその障害が軽減され、日常生活の向上が見込まれる身体障害者に対し医療費の助成を行う。原則として、医療費の1割が自己負担である。ただし、世帯の所得状況に応じて上限額が設定される。平成17年度までは身体障害者福祉法に基づく更生医療であったが、平成18年度から障害者自立支援法に基づく自立支援医療制度となった。

#### 更生医療の助成状況

(単位：人)

年度 区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入院	6	6	5	7	12
外来	69	80	83	92	91
計	75	86	88	99	103

### 2 育成医療の助成

18歳未満児で、身体障害者福祉法に定める障害を有する者、また現に持つ疾患を放置すれば、将来障害者になる者に対し医療費の助成を行う。原則として、医療費の1割が自己負担である。ただし、世帯の所得状況に応じて上限額が設定される。平成25年度から事務が市に委譲された。

#### 育成医療の助成状況

(単位：人)

年度 区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入院	62	56	64	8	4
外来	19	11	11	17	11
計	81	67	75	25	15

### 3 精神通院医療の申請・交付事務

障害者総合支援法に基づく自立支援医療費制度で、有効期限は1年間。

自己負担は医療費の原則1割。所得や疾病の状況に応じて毎月の自己負担上限額が異なる。

実施主体は県で、審査会、承認等は精神保健センターで行われている。市は申請・交付事務のみ。

#### 精神通院医療の受給状況<各年度3月末日現在>

(単位：人)

年度 区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延受給者数	2,391	2,520	2,896	3,040	3,123

## 3 補 装 具

## 1 補装具の交付・修理（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）

身体障害者等の身体機能を補完又は代替するために必要と認められる補装具の交付、修理に要する費用の給付を行う。原則として費用の1割が自己負担であるが、世帯の所得状況に応じて上限額が設定される。平成30年度から用具の借り受けに要する費用が補装具費の支給対象となった。

令和元年度補装具交付・修理件数（児童分も含む）

（単位：件、円）

区 分		交 付			修 理		
		決定 件数	金 額		決定 件数	金 額	
			公費負担額	自己負担額		公費負担額	自己負担額
義 肢	義 手	2	1,340,255	8,043	0	0	0
	義 足	9	4,644,931	143,335	14	3,721,595	235,407
装 具	下 肢	77	6,271,275	363,827	13	226,698	6,790
	靴 型	4	384,491	11,182	0	0	0
	体 幹	3	220,917	0	0	0	0
	上 肢	0	0	0	1	10,706	0
座位保持装置	姿勢保持機能付車いす	2	1,313,951	0	0	0	0
	姿勢保持機能付電動車いす	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	7	1,585,944	74,702	4	722,459	45,234
盲 人 安 全 つ え	8	36,018	1,744	0	0	0	
義 眼	2	156,519	17,391	0	0	0	
眼 鏡	矯 正 眼 鏡	7	192,222	6,946	0	0	0
	遮 光 眼 鏡	8	198,948	13,564	0	0	0
	コンタクトレンズ	0	0	0	0	0	0
	弱 視 眼 鏡	0	0	0	0	0	0
補 聴 器	高度難聴用ポケット型	2	82,044	0	0	0	0
	高度難聴用耳掛け型	62	3,278,678	154,843	12	272,043	7,708
	重度難聴用ポケット型	0	0	0	0	0	0
	重度難聴用耳掛け型	22	2,045,148	120,688	13	233,998	12,762
	耳あな型（レディメイド）	1	82,998	9,222	0	0	0
	耳あな型（オーダーメイド）	3	679,887	43,637	2	79,521	0
	人工内耳者のFM補聴システム	0	0	0	4	139,840	14,140
	デジタール骨導式	0	0	0	0	0	0
車 い す	普 通 型	17	2,495,042	88,959	45	1,594,724	32,749
	リクライニング式普通型	1	300,107	0	2	82,684	2,078
	片 手 駆 動 型	0	0	0	1	45,525	0
	手 押 し 型	0	0	0	3	30,178	0
	リクライニング式手押し型	2	491,715	54,634	2	102,837	0
	テイルト式手押し型	2	488,064	17,250	0	0	0
	リクライニング・テイルト式普通型	0	0	0	0	0	0
	リクライニング・テイルト式手押し型	8	2,231,746	133,448	3	48,696	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
電動車いす	簡 易 型 切 替 式	2	1,186,147	0	12	970,554	18,929
	電動リフト式普通型	0	0	0	1	95,368	0
	電動テイルト式普通型	0	0	0	0	0	0
	電動リクライニング式普通型	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
座 位 保 持 い す ※	2	185,850	20,650	0	0	0	
起 立 保 持 具 ※	0	0	0	0	0	0	
歩 行 器	3	180,112	3,500	2	115,137	0	
頭 部 保 持 具 ※	0	0	0	0	0	0	
排 便 補 助 具 ※	0	0	0	0	0	0	
歩 行 補 助 つ え	4	47,224	2,736	0	0	0	
重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置	0	0	0	0	0	0	
計		260	30,120,233	1,290,301	134	8,492,563	375,797

※座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具については、児童のみ対象。

## V 地域生活支援事業

### 1 相談支援事業

#### 1 障害者相談支援事業（富士市障害者等相談支援事業実施要領）

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連携調整その他の障害者等の権利擁護のための必要な援助を行う。

##### (1) 一般相談

委託事業所：くぬぎの里・せふりー・サポートセンターほっと

##### (2) 専門相談

委託事業所：ゆうゆう・自立生活センター富士・いろはに

##### 相談状況（支援方法別件数）

（単位：件）

年 度	来所相談	電話・メール	訪問・同行	関係機関連絡等	その他	合計
平成27年度	2,179	5,065	2,671	4,478	196	14,589
平成28年度	2,845	5,642	3,380	4,638	156	16,661
平成29年度	3,433	5,818	3,401	5,032	177	17,861
平成30年度	2,892	7,022	3,176	4,678	235	18,003
令和元年度	4,038	6,759	3,760	8,220	480	23,257

##### (3) 富士市障害者基幹相談支援センター（障害福祉課相談支援担当）

総合的・専門的な相談支援、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援等を実施する。

##### 相談状況（支援方法別件数）

（単位：件）

年 度	来所相談	電話・メール	訪問・同行	関係機関連絡等	その他	合計
平成28年度	820	3,172	727	2,595	28	7,342
平成29年度	762	2,581	660	3,544	12	7,559
平成30年度	992	3,818	812	4,043	27	9,692
令和元年度	1,260	3,568	530	3,446	86	8,890

#### 2 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することによりこれらの障害者の権利擁護を図る。

##### 市長申立の状況

（単位：人）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申 立 人 数	2	0	2	2	2
報 酬 助 成	0	0	2	0	3

#### 3 障害者虐待防止

##### (1) 虐待への対応状況（平成31年4月から令和2年3月まで）

種 別	養護者	事業者	使用者	その他	計
件 数	6	5	1	0	12

(2) (1)のうち虐待ケースとして対応中の件数

種 別	養護者	事業者	使用者	その他	計	
件 数	3	0	0	0	3	
虐待内容※	身体的虐待	2	0	0	0	2
	性的虐待	0	0	0	0	0
	心理的虐待	1	0	0	0	1
	ネグレクト	0	0	0	0	0
	経済的虐待	0	0	0	0	0
	不 明	0	0	0	0	0

(3) (2)のうち養護者虐待の場合の虐待者

	区 分	件 数
虐待者※	親（養父母含）	0
	祖父母	0
	夫・妻	0
	息子・娘	0
	嫁・婿	0
	孫	0
	兄弟姉妹	3
	叔父・叔母	0
	その他（不明含）	0

※ 1件当たり複数該当する場合はいずれも計上する。

(4) 障害者虐待防止ネットワークの構築

- 「富士市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会」  
（富士市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会設置要領）  
障害者の虐待と早期発見及びその適切な支援を図るため、障害者虐待防止法第35条の規定に基づき設置している。
- 「富士市高齢者・障害者虐待防止連絡会」  
障害者虐待について迅速に対応できるよう、行政機関内での連携を図るために実施する。

#### 4 障害者差別解消に関する相談

障害を理由とする差別に関する障害者等からの相談に的確に対応をするため、平成28年度から相談窓口を設置している。

相談状況

(単位：件)

年 度	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	その他	合計
平成28年度	0	3	0	3
平成29年度	1	3	0	4
平成30年度	0	1	2	3
令和元年度	0	2	0	2

## 2 コミュニケーション支援事業

### 1 手話通訳者の派遣（富士市手話通訳者派遣事業実施要領）

聴覚障害者が、官公庁や病院等へ出かけるとき、適当な介護者が得られないためコミュニケーションを図るうえで支障がある場合に、民間から協力者として登録されている手話通訳者を派遣する。

派遣の状況 (単位：人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
派遣人数	101	94	96	77	90

年度別派遣件数 (単位：件)

目 的	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件 数	70	62	81	64	75

※ 手話通訳者の派遣は1件につき2人以上の派遣もあるため、派遣人数と件数が異なる。

### 2 要約筆記者の派遣（富士市要約筆記者派遣事業実施要領）

中途失聴者が官公庁等での手続きや公的行事に参加するとき要約筆記者を派遣します。

派遣の状況 (単位：人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
派遣人数	75	96	191	81	59

年度別派遣件数 (単位：件)

目 的	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件 数	56	59	112	54	60

※ 要約筆記者の派遣は1件につき2人以上の派遣もあるため、派遣人数と件数が異なる。

### 3 手話通訳者の設置（平成18年4月～）

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳を行う者を障害福祉課に設置し、意思疎通の円滑化を図ります。

通訳件数 (単位：件)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
通訳件数	326	329	331	332	339





## 4 移動支援事業

### 1 障害者等移動支援事業（富士市障害者等移動支援事業実施要領）

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促す。

利用状況 (単位：人、件)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実 用 者 数	129	130	128	126	134
延 時 間 数	8,036	8,361	7,696	7,219	6,692

### 2 車いす移送車運行事業（富士市車いす移送車運行事業実施要領） 富士市社会福祉協議会へ委託

車いす使用者の通院時などに、ボランティアの運転によりリフト付きワゴン車を運行する。

利用状況 (単位：人、件)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利 用 登 録 者 数	40	39	43	32	34
利 用 件 数	441	370	331	282	269
移送ボランティア数	79	53	107	75	83
ボランティア活動数	1,006	1,030	981	902	953

### 3 富士市中心身障害当事者団体バス借上げ事業（富士市中心身障害者当事者団体バス借上げ事業実施要領）

心身障害者等の社会参加活動を促進するため、心身障害当事者及び家族などが構成する団体が社会参加活動を行うために必要となるバスを一般貸切バス事業者から借上げ、その費用の一部を負担する。

利用状況

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
運 行 回 数 (回)	41	35	41	36
利用延人数 (人)	1,111	1,010	1,047	869
走 行 距 離 (km)	5,797	5,019	4,964	4,011

## 5 地域活動支援センター事業

地域生活を営む障害者等に対し、創作的活動や生産活動の機会を提供し、また社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者の地域生活の促進を図る。

実施事業所：ゆうゆう・きぼうの里・えーる・よつば工房・きさらぎ・アップルハウス  
ふらっと・やまいも倶楽部・さくら工房・ピュール

利用状況

(単位：回、人)

年 度	4時間まで	4時間を超え 8時間まで	8時間以上	支給決定者数 (各年度末現在)
平成27年度	3,859	15,364	305	230
平成28年度	4,217	15,496	313	236
平成29年度	3,895	16,201	279	239
平成30年度	3,764	15,291	278	238
令和元年度	3,970	15,250	174	225

## 6 その他の事業

### 1 訪問入浴サービス事業（富士市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要領）

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

利用状況

(単位：人、回)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実 人 員	13	12	13	16	17
派 遣 回 数	899	958	916	969	1,134

### 2 生活支援事業

#### 1) 生活訓練等事業

##### ① 知的障害者カルチャー講座

障害を持つ人が社会生活を送る上で必要な技能を修得しながら仲間作りを進め余暇活動の充実を図るため、文化スポーツ活動などの学習を、富士市手をつなぐ育成会に委託して実施している。

参加状況（カルチャー講座）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
講座数 開催数	9講座 89回	9講座 95回	9講座 94回	9講座 100回	9講座 101回
延人数	1,356人	1,484人	1,516人	1,544人	1,466人

## ② 「ことばの相談室」の開催

ことばに関して何らかの障害を持つ特別支援学校・特別支援学級に通学する児童・生徒を対象とし、相談・訓練を通してコミュニケーションの手段を獲得することを目的としてフィランセにて「ことばの相談室」を開設している。

## 利用状況

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用人数(人)	740	901	637	614	726
開所日数(日)	223	226	224	221	216

## (2) 福祉機器等リサイクル事業(富士市福祉機器等リサイクル事業運営要領)(富士市社会福祉協議会へ委託)

在宅介護の負担軽減と、福祉機器の有効利用を目的として、不要になった福祉機器等を譲りたい方と必要とする方に対して必要な情報を提供している。

## 利用状況

(単位: 件)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
譲 る	29	54	74	29	35
必 要	66	109	126	35	39
成 立	25	42	53	24	34

## 3 日中一時支援事業(富士市障害児(者)日中一時支援事業実施要領)

障害児(者)の日中における活動の場を確保し、障害児(者)の家族の就労支援並びに一時的な休息を目的として実施している。

## 利用状況

(単位: 回、人)

年 度	対象	4時間まで	4時間を超え 8時間まで	8時間を超え 日帰り	支給決定者数 (各年度末現在)
平 成 27年度	成人	497	938	132	179
	児童	3,795	2,013	519	207
平 成 28年度	成人	767	1,205	307	185
	児童	2,085	1,433	277	218
平 成 29年度	成人	687	1,579	342	214
	児童	1,916	1,487	415	177
平 成 30年度	成人	604	1,450	403	222
	児童	1,686	990	428	179
令 和 元年度	成人	642	1,459	360	235
	児童	1,419	834	458	175

4 生活サポート事業（富士市障害者等生活サポート事業実施要領）

障害支援区分が非該当で、介護給付支給決定ができない障害者等の中で、日常生活に関する支援や家事に対する援助を必要としている障害者等に対し、ホームヘルパーの派遣を行う。

利用状況

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者（人）	0	0	0	0	0
利用日数（日）	0	0	0	0	0

5 加配ホームヘルパー派遣事業（富士市精神障害者加配ホームヘルパー派遣事業実施要領）

障害者総合支援法における居宅介護サービスを受けている精神障害者のうち、精神状況の不安定さ等から複数体制でのホームヘルパー派遣が望ましいと考えられる者に対し、加配ホームヘルパーを派遣し、ホームヘルパーの不安を軽減するとともに、障害者本人の地域での自立した生活の推進を図る。

利用状況

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者（人）	0	0	0	0	0
利用日数（日）	0	0	0	0	0

社会参加促進事業

(1) 心身障害児者ふれあい交流事業

心身障害児（者）・家族、ボランティアの交流を目的としたふれあい交流事業を、富士市手をつなぐ育成会に委託して実施。平成29年度はクリスマス会、ウインターフェスタの2事業を実施した。

参加状況

（単位：人）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
参 加 人 数	460	479	465	429	443

(2) 音声行政情報提供事業（富士市音声行政情報提供事業実施要領）（富士市社会福祉協議会へ委託）

毎月発行される広報ふじ、福祉のしおりなどの内容をボランティアの協力によりCD・カセットテープに録音し、希望者に貸出している。

利用状況

（単位：人）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人 数	37	31	31	29	28

(3) 手話奉仕員養成講座

聴覚障害者の福祉の向上を図ることを目的として、手話を普及し、聴覚障害者に対する健聴者の理解を深めるため、手話奉仕員養成講座を開催し手話奉仕員の養成を行っている。

受講状況

（単位：人）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受 講 者 数	20（入門）	12（基礎）	31（入門）	13（基礎）	19（入門）

## (4) 要約筆記はじめて講座

中途失聴者等へ記述により情報を伝えるための手法、技法を学び、聴覚障害者との情報の橋渡しをするための養成講座を開催しています。

## 受講状況

(単位：人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受 講 者 数	22	22	11	22	19

※ 平成30年度は職員向け講座を開催し、37名が受講した。

## (5) 点字入門講座の開講

点字の手打ちやパソコンを使った点訳の学習を通じて、視覚に障害を持つ方への理解を深めるとともに、点訳ボランティアを養成するための講座を開催している。

## 受講状況

(単位：人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受 講 者 数	7	7	7	5	6

## (6) 音訳ボランティア養成事業（富士市音訳ボランティア養成事業実施要領）（富士市社会福祉協議会へ委託）

視覚障害者へ声の情報を提供するために、広報ふじ等をCD・カセットテープに録音するボランティアの養成講座を開催する。

## 受講状況

(単位：人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受 講 者 数	15	16	14	9	29

## (7) 自動車改造費の助成（富士市身体障害者自動車改造費補助金交付要領）

身体障害者の社会参加の範囲を拡大し福祉増進を図るため、身体障害者自らが所有し運転する自動車の手動装置等を改造した場合に要した費用（10万円を限度とし、1割を自己負担とする）を助成している。ただし、所得の状況により受けられない場合がある。

## 利用状況

(単位：件)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件 数	7	2	5	7	5

## (8) 運転免許取得費の助成（富士市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要領）

身体障害者の社会参加の範囲を拡大し福祉増進を図るため、身体障害者が自動車運転免許を取得した場合に要した費用（要した費用の2/3、10万円を限度とする）を助成している。ただし、所得の状況により受けられない場合がある。

## 利用状況

(単位：件)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件 数	2	1	0	2	1

(9) 市民福祉まつり

ノーマライゼーションの理念に基づき、あらゆる人が気軽に心地よくふれあえる場を創出し、福祉への理解を深め、共に生きるまちづくりを目指すため、市民ボランティア、各種団体、企業、富士市社会福祉協議会、行政の協働により、市民福祉まつりを開催している。昭和56年の国際障害者年から毎年開催しており、令和元年度で第39回目となった。

- 開催日 : 令和元年10月20日(日)
- テーマ : 「であい ふれあい わかちあい ～来て 見て 遊んで 参加して!～」
- 会場 : 中央公園西側 イベント広場
- 参加団体 : 114団体
- 来場者数 : 25,000人

※令和2年度の市民福祉まつりは新型コロナウイルス感染症対策のため中止

(10) 障害者週間記念事業

障害者基本法に基づき、障害者福祉についての関心と理解を深め、障害者が社会、経済、文化活動等に積極的に参加する意欲を高めるため、毎年12月3日～12月9日の障害者週間の期間に記念事業を実施している。

- 開催日 : 令和元年12月7日(土)
- 会場 : 富士市教育プラザ
- 内容 : あそどっぐトークライブ  
「笑がい者な僕」  
参加者 95人

6 就労支援事業

(1) 障害者就労機能パワーアップ事業

障害者就労支援体制の構築・強化を図り、より多くの障害者の企業就労及び、就労継続支援事業所等に通所する障害者の工賃アップにつなげることを目的とし、富士市手をつなぐ育成会に委託して実施している。

就労支援コーディネーター 2人

● 事業活動の主な内容

工賃アップに向けた取組	自主製品の開発(ふじ山キャンドル、富士山ストラップなど)施設への作業委託、授産製品の販路拡大(委託販売先の開拓、展示販売会の企画運営)
企業就労の促進に向けた取組	職場開拓のための企業訪問、就労者支援のため会社や家庭訪問電話による職場開拓、就職面接会への参加
ネットワーク強化に向けての取組	プロジェクト会議の開催、富士地区就業促進協議会への参加自立支援協議会、連絡調整会議等、各種会議出席
その他	市外就労支援施設への施設見学

(2) 企業訪問

毎年9月、障害者雇用支援月間に合わせ、障害者雇用事業所を知的障害者相談員等が訪問し、現状把握、アドバイス等を行っている。

<令和元年度訪問実績 16事業所>

## (3) 障害者総合支援法 障害福祉サービス多機能型事業所

障害者総合支援法 障害福祉サービス多機能型事業所&lt;令和2年4月1日現在&gt; (単位:人)

施設名	所在地	定員	設置・経営主体	認可年月日	通所者数		
					男	女	計
くすの木学園	〒417-0801 富士市大淵2106-3	(通) 50	富士市 ・社会福祉法人 ふじのやま	昭45. 4. 1	26	6	32

「くすの木学園」は、昭和45年4月1日に開所し、平成16年6月に改築した施設で、定員は50人。障害者総合支援法に基づく「多機能型障害福祉サービス事業所」で、平成19年4月1日より新事業体系に移行した。障害者総合支援法における障害福祉サービスの「日中活動支援」として、「自立訓練（生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（B型）」の3事業を実施しており、平成31年4月からは新たに「就労定着支援」を開始し、上表の他に4名が利用している。令和2年4月からは指定管理者へ経営が移管された。

## VI 障害者総合支援法以外の障害児・者福祉

### 1 心身障害児の福祉

#### 1 心身障害児施策

##### (1) 発生予防

###### ① 妊婦健康相談等

妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、保健指導を行っている。また、初妊婦を対象に「お母さんお父さん教室」を開き、妊娠、出産、育児の知識を普及し、安心して子どもを生み育てられるよう支援を行っている。

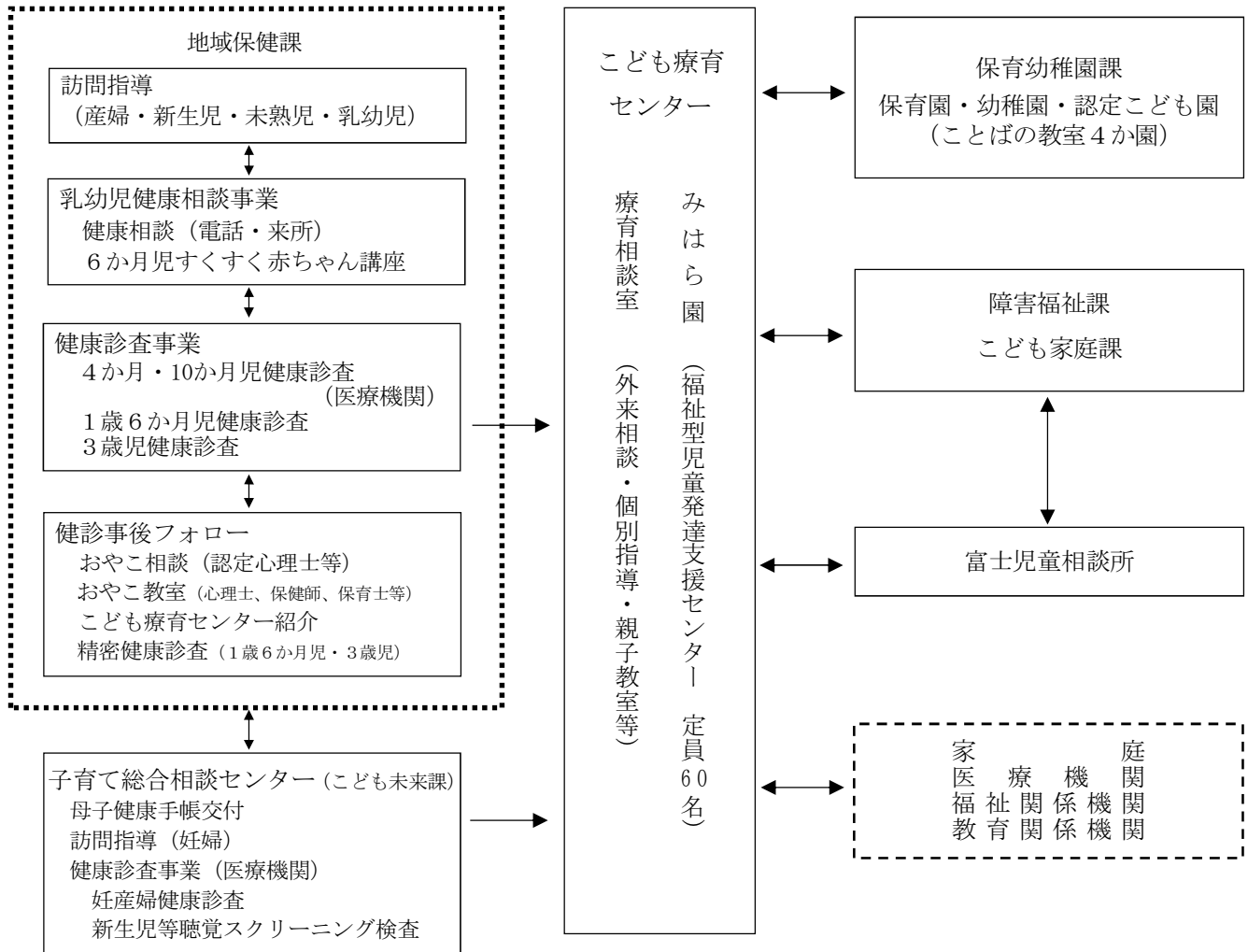
###### ② 妊婦健康診査

妊婦が妊娠中に定期的に健康診査を受診し、妊婦と胎児の異常の早期発見により、異常出産及び未熟児出生の予防等を図るため、公費による妊婦健康診査の助成を行っている。

##### (2) 早期発見・早期療育

乳幼児の健康診査や健康相談、家庭訪問等で障害を持つ子どもの早期発見や把握に努めている。また発達障害に対する早期療育を図るため、こども療育センターを開設し、他機関との連携を密に図りながら、就学前の乳幼児の発達相談及び個々の状態に応じた療育についての助言・指導を行っている。

富士市における障害乳幼児の早期発見・早期療育システム





## ① 家庭訪問・乳幼児健康相談・健康診査

早期に障害を発見するために、新生児等聴覚スクリーニング検査費の補助事業、乳幼児期の家庭訪問・健康相談・健康診査等を通して、すべての子どもの心身の発育・発達状況を把握するとともに適切な指導を行っている。

## ア 新生児等聴覚スクリーニング検査

新生児期における聴覚障害の早期発見及び早期療育の推進のため、生後1ヶ月までの児を対象に、医療機関にて公費による聴覚スクリーニング検査費の助成を行っている。

## イ 訪問指導

妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児、健診未受診児及び要経過観察児に対して家庭訪問を実施し、子育ての支援を行っている。

## ウ 乳幼児健康相談

子どもの発育・発達や保護者の育児不安、育児負担感などについての相談を行っている。

## ・ 「電話・来所相談」

乳幼児と保護者を対象に、電話や来所相談にて、子どもの発育や発達の確認、遊びや日常生活のすごし方、子どもとのかかわり方など、育児不安の軽減を図っている。

## ・ 「6か月児すくすく赤ちゃん講座」

発育・発達に個人差が出始め、離乳食の開始等様々な変化が現れてくる6か月児と保護者を対象に、適切な養育、保護者自身の健康管理、保護者と子どもの正しい生活習慣の獲得のための知識と情報を提供し子育ての支援を行っている。

## エ 乳児健康診査

早期に身体の異常等を発見し、適切な指導を受けるため4か月児・10か月児を対象に、医療機関にて健康診査を行っている。

## オ 幼児健康診査

1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査では、運動機能・視聴覚等の障害、精神発達遅滞などの問題を発見し、援助につなげていくとともに、よい生活習慣形成のための相談・指導等を行っている。又健全な発育・発達を促し、保護者が安心して子育てできるよう支援するため、心理士による相談も実施している。

1歳6か月児健康診査の問診にM-CHATを導入し、発達障害の早期発見に努めている。

3歳児健康診査の眼科健診においては、屈折検査機器を導入し、遠視・近視・斜視・乱視等屈折異常の早期発見に努めている。

カ 健康相談・健康診査の事後フォロー

- ・ 「おやこ相談」  
認定心理士・臨床発達心理士が子どもの発達相談および保護者の育児相談を行っている。
- ・ 幼児発達支援事業「おやこ（にこにこ）教室」  
保健師・心理職・保育士が発達面で気になる幼児と保護者を対象に、子どもとの関わり方を学ぶための支援を行っている。
- ・ 「こども療育センター紹介」
- ・ 「精密健康診査」  
1歳6か月児・3歳児健康診査において、精密健康診査が必要な子どもに受診票を発行している。

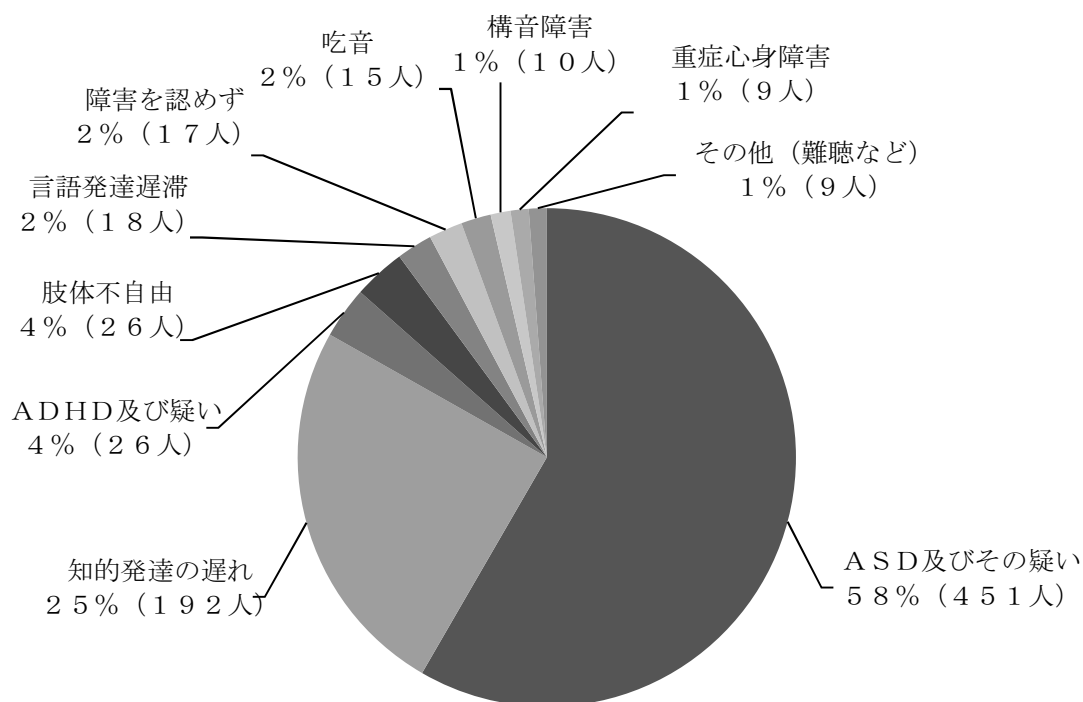
② 療育相談・早期療育事業

こども療育センター療育相談室では、発達の遅れやつまづきが見られる就学前の子どもを対象に、相談・検査・評価等を実施し、個別指導や集団指導を行っている。また、保育園や幼稚園等各関係機関と連携し、子どもの支援を行うとともに、障害に対する理解を深めるため研修会等を実施している。

療育相談室 年度別登録児（相談・指導対象児）数 (単位：人)

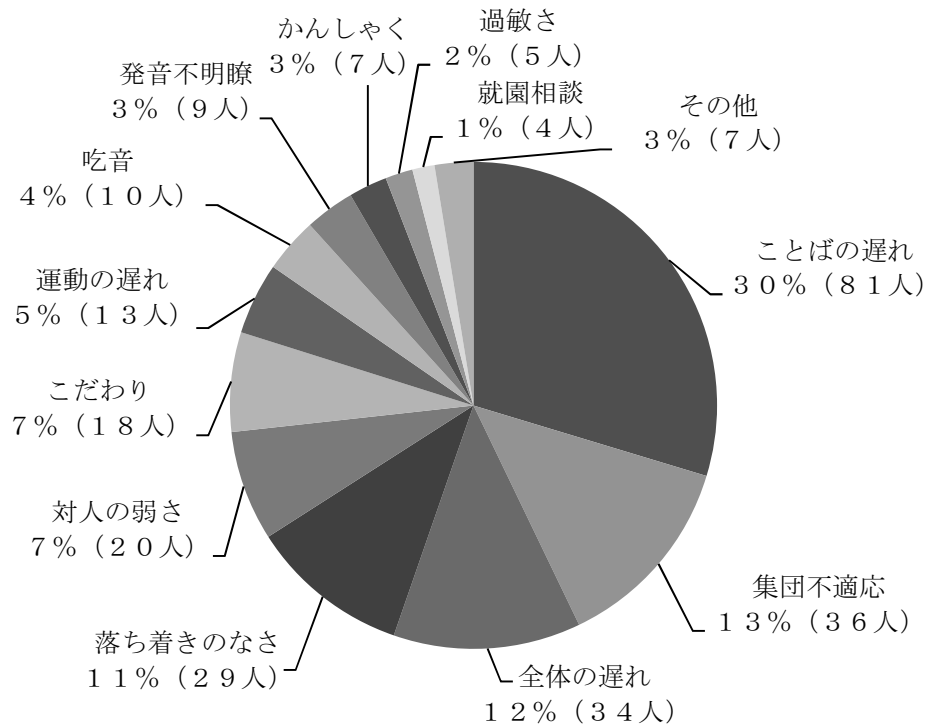
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
継続	480	513	487	477	500
新規	244	247	218	237	273
合計	724	760	705	714	773

令和元年度登録児（773人）障害別分類（重複する場合は主な「障害」をカウントした）



\* 「ASD及び疑い」は、広汎性発達障害・自閉症スペクトラム等を含む。

## 令和元年度新規登録児（273人）相談内容分類（保護者の主訴を基に分類したもの）



## ア 個別相談・指導

子どもの発達状況に応じて、各スタッフが心理発達相談、発達検査、言語相談及び指導、摂食指導、運動機能訓練、保健指導等を行う。

## イ 親子教室（グループ活動）

子どもの年齢や発達状況に応じ、いくつかのグループを編成し、親子教室（グループ活動）を行っている。親子遊びを中心に据え、子どもの発達を促すとともに、保護者が子どもとの関わり方を学ぶ場と位置づける。

## ・ 就園前グループ《令和元年度実施状況》

グループ名	対象	スタッフ	回数	利用児数
たんぽぽ (1～3歳)	肢体不自由・運動発達に遅れがある子ども	保育士・理学療法士・作業療法士・保健師	1グループ 月2回	11人
カンガルー (1～2歳)	発達に遅れがあり、対人面の弱さがある子ども	保育士・心理判定員・保健師・理学療法士・言語聴覚士	2グループ 月2回	20人
めだか (2～3歳)		保育士・心理判定員・言語聴覚士・作業療法士・理学療法士・室長	6グループ 月4回	48人
ひよこ (1～3歳)	カンガルー・めだか対象児で、乳児の兄弟の託児を要する等、配慮が必要な家庭の子ども	保育士・心理判定員・言語聴覚士	1グループ 月1回	14人
こあら (1～3歳)	運動発達がより緩やかに親子教室の目的よりも、遊びの場の提供が必要な親子	保育士・理学療法士	1グループ 月1回	0人

※こあらグループは利用児がいなかった。

※グループを重複して利用していた児が5人いた。

・ 就園児グループ《令和元年度実施状況》

グループ名	対象	スタッフ	回数	利用児数
いるか (年中)	知的発達の遅れは少ないものの、集団生活を送る上で、社会性の問題が見られる子ども	心理判定員・作業療法士・保育士	1グループ 月1回	6人
くじら (年長)		心理判定員・作業療法士・保育士	3グループ 月1回	28人
ことり (年少～ 年長)	知的発達の遅れがあり、集団生活を送る上で、社会性の問題が目立つ子ども	保育士・心理判定員・言語聴覚士・作業療法士	4グループ 月2回	22人

・ 就学児グループ《令和元年度実施状況》

グループ名	対象	スタッフ	回数	利用児数
小1	通常学級に進んだ適応の心配される子どもで、相談に来て日の浅いケース	心理判定員・保育士・作業療法士	3回 (5, 6, 7月)	5人

ウ 園訪問

保育園や幼稚園にスタッフが訪問し、集団の中での子どもの様子を把握すると共に、保育士や教諭に対する助言等を行う。

令和元年度実施状況

訪問先	訪問園数 (園)	延べ訪問回数 (回)	延べ訪問スタッフ数 (人)
公立保育園	18	116	124
私立保育園	13	30	33
公立幼稚園	8	37	39
私立幼稚園	7	34	42
公立認定こども園	1	9	10
私立認定こども園	10	43	50
小規模保育所	7	9	9
市外	5	9	10
合計	69	287	317

エ 小学校への情報引継ぎ

小学校への入学にあたり、子どもが学校生活をスムーズにスタートできるよう、年度当初にスタッフが各学校に出向き、その子どもの特性や配慮してほしい点などを伝えた。

対象：小学校新入学児のうち、集団適応上の配慮が必要と判断し保護者の同意を得たケース、もしくは保護者からの希望があったケース

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童数 (人)	43	55	46	63	65
小学校数 (校)	20	21	23	19	22

## オ 関係機関との連携

保育園、幼稚園、小学校、医療機関、児童相談所、相談支援事業所、市関係各課などの関係機関と連携を密にし、情報の共有化を進めながら、家族支援の充実も図る。

## カ 医療相談等

専門医を招き、家族及びスタッフが診断の説明と療育に関する助言を受ける。また、訓練の必要な子どもに対し、処方を受ける。(令和元年度実施回数：12回)

## キ 研修会等の実施

保育園・幼稚園等関係機関職員を対象に、「講演会」「基礎研修」「講座ゼミ」等を開催し、障害に関する理解を深め、資質の向上を図る。

## ・ 講演会《令和元年度実施状況》

開催日	会場	テーマ	講師	参加者数
8月 17日	フィランセ 大ホール	発達が気になる子どもと取り 組みたい体の上手な使い方・ 遊び方	神奈川県立保健福祉大学大学院 保健福祉学研究科 教授 笹田 哲	98人
12月 21日	フィランセ 大ホール	発達を支える三つの言葉	椚山女学園大学 国際コミュニケーション学部 教授 堀田 あけみ	104人

## ・ 基礎研修《令和元年度実施状況》

開催日	会場	テーマ	講師	受講者数
5月 11日	フィランセ 大ホール	発達障害を理解する基礎講座	公立保育園保育士、心理判定員、 言語聴覚士、作業療法士	89人

## ・ 講座ゼミ《令和元年度実施状況》

テーマ	実施回数	講師	受講者数
ことばについて	2回	言語聴覚士	28人
気になる子への効果的なほめ方	2回	心理判定員	16人
気になる子のいるクラスの保育の工夫 (公立保育園対象)	4回	みはら園保育士	8人
気になる子のいるクラスの保育の工夫 (公立保育園以外対象)	2回	療育相談室保育士	9人

## ク 相談支援事業

平成24年11月、相談支援事業所として指定を受ける。

(単位：件)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
障害児支援利用計画作成	63	62	70	69	71
モニタリング実施	81	80	76	82	129
合計	144	142	146	151	200

2 在宅障害児の福祉施策

心身障害者扶養共済制度（P133）を参照。

3 心身障害児の福祉施策

(1) 福祉型障害児入所施設

「ふじやま学園」は、児童福祉法に基づく施設で昭和42年8月に開所し、平成17年3月に改築。定員は50人。知的に障害を持つ児童が入所し、24時間体制の中で保護及び独立自活に必要な知識や技能を身につけ社会に適応できるよう支援していく事を目的としている。また、特別支援学校高等部卒業（18才）を年齢の上限とし、次のステップへ繋げていくという通過型、利用型施設を目指している。

最近の傾向として、被虐待児の増加や家庭崩壊等で養護性の高い児童の利用が増えている。また、愛着障害や自閉的傾向など発達障害と共に障害が多様化し、対応の難しい児童も多く児童期専門の支援施設としてさまざまなニーズに応えている。

また、在宅児童の支援として、介護者の病気・事故・冠婚葬祭等社会的理由や私的理由により面倒が見られなくなった時や、一時的に親元から離して成長を促す為の短期入所や、日帰り利用の日中一時支援事業、保護者等からのあらゆる相談に応じている。

○ 学習指導

学校教育法に基づき、静岡県立富士特別支援学校（市内大淵）に、スクールバスや徒歩・送迎車により通学している。また静岡県立富士特別支援学校富士宮分校には路線バスを使い、地域の小・中学校には徒歩や送迎車で通う児童もおり、年齢や発達段階に応じて一人ひとりに適した教育環境を保障できるよう配慮している。

ふじやま学園在園児の内訳＜定員50名 令和2年4月1日現在＞ (単位：人)

学年	幼児	小学生	中学生	高等部	計	他市町村より措置・契約
男	0	12	8	7	27	15
女	0	5	3	5	13	
計	0	17	11	12	40	

(2) 福祉型児童発達支援センター（定員60名）

こども療育センター「みはら園」は、発達に遅れや気かりのある子どもの、就学前の通園施設である。児童福祉法の改正に伴い、平成24年度より、知的障害児通園施設から福祉型児童発達支援センターに移行した。

○ 療育内容

＜児童への支援＞

- ① 身辺自立への指導（食事・排泄・着脱等）
- ② 母子関係を基盤とした人との関係づくり
- ③ コミュニケーション能力の発達支援
- ④ 集団生活への適応訓練
- ⑤ 健康な体づくり
- ⑥ 給食の提供
- ⑦ その他

＜保護者への支援内容＞

- ① 相談及び助言
- ② 家庭訪問などを通じた生活への支援
- ③ 療育等に関する学習会の開催
- ④ 保護者参加行事の実施
- ⑤ その他

## ○ みはら園利用児の年齢別障害内訳&lt;令和2年4月1日現在&gt; (単位：人)

内 訳 \ 年 齢	3歳児 (年少)	4歳児 (年中)	5歳児 (年長)	計
発 達 遅 滞	11 (11)	24 (8)	16 (2)	51 (21)
肢 体 不 自 由	3 (3)	4 (0)	2 (0)	9 (3)
計	14 (14)	28 (8)	18 (2)	60 (24)

( ) は2年度新入園児

## ○ 令和元年度進路状況 (単位：人)

進路先	特別支援学校	特別支援学級	通常学級	保育園・幼稚園
人数	13	6	3	1
合計	卒園児 22		移行児 1・県外転出児 1	

## ○ 一般園移行児及び就学児フォロー (令和元年度) (単位：回、人)

内 容		実施回数	対象人数
園移行児フォロー	保育園・幼稚園訪問	15	5
	保護者面談	0	5
就学児フォロー	引継ぎ	20	22

## (3) 医療型障害児施設

肢体不自由のある児童や重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童の健康管理を行い、成長・発達を援助することをめざし、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設です。

学齢児に対しては、近隣の肢体不自由児特別支援学校へ登校または、訪問教員による学習指導が行われています。

## 医療型障害児入所施設入所状況&lt;令和2年4月1日現在&gt; ※措置入所含む※定員は者を含む場合あり (単位：人)

施 設 名	所 在 地	定員	設置・経営主体	入 所 者 数		
				男	女	計
静岡てんかん・神経医療センター	〒420-0953 静岡市葵区漆山886 054-245-5446	160	独立行政法人 国立病院機構	0	0	0
静岡医療センター	〒411-8611 駿東郡清水町長沢762-1 055-975-2000	58	独立行政法人 国立病院機構	3	0	3
聖隷おおぞら療育センター	〒433-8558 浜松市北区三方原町3453 053-437-1467	100	(福)聖隷福祉事業団	0	0	0
伊豆医療福祉センター	〒410-2122 伊豆の国市寺家202 055-949-1165	38	(福)静岡県済生会	0	1	1
つばさ静岡	〒420-0805 静岡市葵区城北117 054-249-2830	60	(福)小羊学園	0	0	0
静岡済生会療育センター 和	〒422-8006 静岡市駿河区曲金5-3-30 054-285-0753	60	(福)静岡県済生会	2	2	4
天 竜 病 院	〒434-0015 浜北市於呂町4201-2 053-583-3111	108	独立行政法人 国立病院機構	1	0	1

(4) 医療型児童発達支援事業

在宅の重症心身障害児に対して、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応等の訓練及び理学療法、作業療法、言語療法等による機能訓練を下記の施設において実施しています。

施設名	運営主体	利用者数
でら〜と	(福) インクルふじ	1

(5) 障害児施設の利用者負担

障害児施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設）は、原則として措置から契約方式に変わりました。

障害児の保護者は、都道府県に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

なお、これまで同様、現在入所している方のうち障害の程度が重度である場合は、満18歳に達した後の延長利用を可能とするとともに、重症心身障害児施設においては、満18歳を超えていても、新たな施設利用を可能としています。

● 障害児（20歳未満）施設（入所）の利用者負担

所得に応じて月額負担上限額が設定され、利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

● 障害児（20歳未満）が福祉型入所施設を利用する場合、食費の減免があります。

地域で子供を療育する費用と同様の負担となるように補足給付が行われます。

※所得要件資産要件はありません。

● 障害児（20歳未満）が医療型入所施設を利用する場合、医療費と食費の減免があります。

医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、定率負担と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。地域で子供を療育する世帯と同程度の負担となるよう、負担限度額を設定し、限度額を上回る額について減免を行います。

※所得要件・資産要件はありません。

● 障害児（18歳未満）施設（通所）の利用者負担

障害児の通所施設については、低所得世帯と一般世帯（所得割28万円未満）は食費の負担が軽減されます。



## 2 医療費の助成

### 1 重度心身障害児（者）医療費の助成（富士市重度心身障害児及び重度心身障害者医療費助成金支給条例）

重度の身体障害又は知的障害をもつ人の医療費を助成することにより、健康の保持と、介護する者の世帯の福祉の向上に寄与するため、昭和48年4月1日から県及び市の単独事業として開始された。

〔助成対象者〕

- ①身体障害者手帳1・2級、内部障害3級の方 ②療育手帳A判定の方
- ③特別児童扶養手当1級の受給資格者 ④障害基礎年金1級の受給者
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級の方

#### 医療費の助成状況

年 度	事 業 区 分	受 給 者 ( 人 )	助成件数 ( 件 )	助成金額 (円)	1人当たり 助成額(円)	1件当たり 助成額(円)	1人当たり 助成件数(件)
平 成 27年度	市単独	262	7,170	45,017,403	171,822	6,279	27.4
	県 費	4,593	104,320	383,848,033	83,572	3,680	22.7
	計	4,855	111,490	428,865,436	88,335	3,847	23.0
平 成 28年度	市単独	246	7,430	43,199,519	170,608	5,606	30.3
	県 費	4,591	108,045	387,550,009	84,415	3,590	23.5
	計	4,837	115,475	430,749,528	88,609	3,721	23.8
平 成 29年度	市単独	328	7,484	39,818,662	121,398	5,320	22.8
	県 費	4,680	109,682	386,636,489	82,614	3,525	23.4
	計	5,008	117,166	426,455,151	85,155	3,640	23.4
平 成 30年度	市単独	315	7,580	41,905,634	133,034	5,528	24.1
	県 費	4,575	116,787	403,716,829	88,244	3,457	25.5
	計	4,890	124,367	445,622,463	91,130	3,583	25.4
令 和 元年度	市単独	329	7,501	38,887,331	118,199	5,184	22.8
	県 費	4,625	112,309	397,617,404	85,971	3,540	24.3
	計	4,954	119,810	436,504,735	88,112	3,643	24.2

### 2 精神障害者の医療費助成（富士市精神障害者医療費助成金支給条例）

精神障害者をかかえる世帯の経済負担を軽減し、かつ、精神的援助を図り精神障害者の福祉の増進に寄与するため昭和49年4月1日から事業を開始した。

〔助成の対象〕

- ・ 精神病院での入院期間が3か月を越え、かつ、引き続き6か月以上の入院が必要であると認められる精神障害者の保護者又は本人
- ・ 市内に住民登録がされている保護者又は本人であること

〔助 成〕 付加給付や高額医療費を除いた医療費の1/2を保護者又は本人に助成する。

年 度	受給者数 ( 人 )	助成件数 ( 件 )	助 成 金 額 ( 円 )	1人当たり 助成金額 (円)	1件当たり 助成金額 (円)	1人当たり 助成件数 (件)
平成27年度	167	1,559	23,618,892	141,430	15,150	9.3
平成28年度	138	1,466	22,676,469	164,322	15,468	10.6
平成29年度	170	1,639	23,065,290	135,722	14,077	9.6
平成30年度	169	1,466	22,580,850	133,614	15,403	8.7
令和元年度	156	1,480	23,082,920	147,967	15,597	9.5

### 3 手当の支給

#### 1 特別児童扶養手当の支給（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三に該当する重度の精神又は、身体に障害のある20歳未満の児童を養育している者に、家庭生活の安定に寄与するよう、次の条件に該当する場合に養育者に支給する。

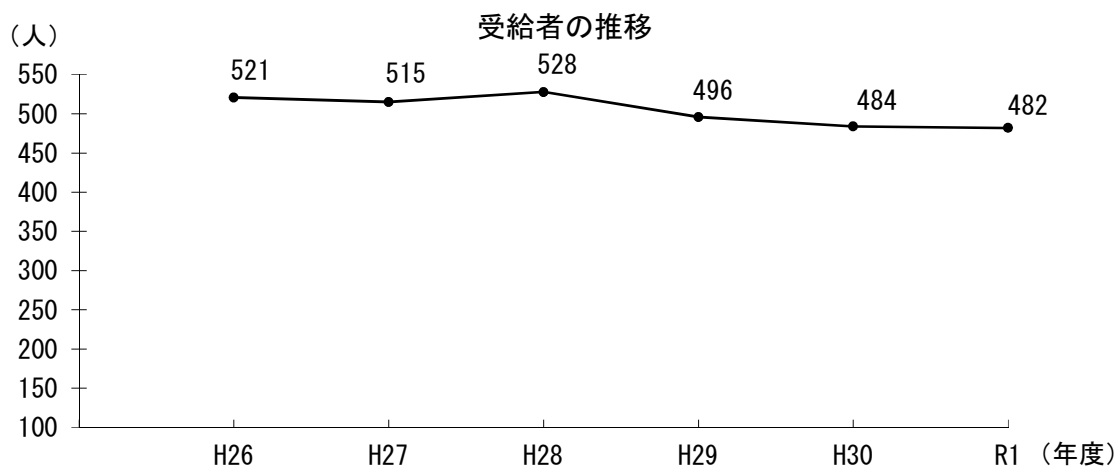
##### (1) 支給要件

- |     |                                                                |                        |
|-----|----------------------------------------------------------------|------------------------|
| 児童  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ア</li> <li>イ</li> </ul> | 日本国内に住所を有すること。         |
|     |                                                                | 障害を事由とする年金給付を受けていないこと。 |
| 養育者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>ア</li> <li>イ</li> </ul> | 日本国内に住所を有すること。         |
|     |                                                                | 前年の所得が一定の額を超えないこと。     |

(2) 支給月 4月・8月・11月

(3) 手当月額

{	別表1級該当者	52,500円	(205人)	<令和2年4月1日現在>
	別表2級該当者	34,970円	(277人)	<令和2年4月1日現在>



#### 2 交通事故等による遺児及び重度心身障害児福祉手当の支給

(富士市交通事故等による遺児及び重度心身障害児福祉手当支給条例)

- (1) 交通事故その他の原因により両親が死亡又は片親が死亡し片親が生死不明か心身に障害を有する状態にある児童を養育している保護者に対して福祉手当を支給する。(市単独制度)
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に基づく別表第3の1級（2級は対象外）と同程度の障害を有する20歳未満の児童の福祉の増進と自立助長を図るよう、保護者に対して福祉手当を支給する。(市単独制度)

- ① 支給月 4月・8月・12月
- ② 手当月額 ア 交通事故等 7,000円 イ 重度心身障害児 10,000円
- ③ 支給停止

次のいずれかに該当している間は、手当の支給を停止する。

- ① 特別児童扶養手当を受給中のとき
- ② 社会福祉施設に入所しているとき
- ③ 児童福祉法に基づく里親に養育されているとき

## ④ 重度心身障害児福祉手当の支給（市）

（単位：人）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数	35	29	31	38	35

## 3 重症心身障害者等介護手当の支給（富士市重症心身障害者等介護手当支給条例）

在宅の重症心身障害者等を常時介護する者に手当を支給することにより、日頃の苦勞に対する慰謝激励と障害者の福祉の増進を図るものである。（市単独制度）

〔障害の対象〕

重症心身障害者等とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「令」という。）

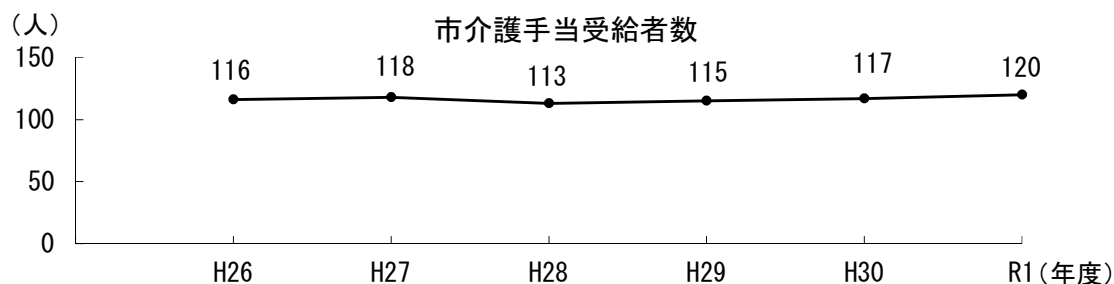
別表第三の1級の1号から9号に掲げる障害と重度の知的障害（知能指数35以下）とが重複している者及び、令別表第一に定める程度の障害があると市長が認めた者。

〔支給要件〕

- ① 国の特別障害者手当等を受けていない障害者を介護していること。（重症心身障害者を除く。）
- ② 国民年金法の障害基礎年金及び経過的福祉手当を受けていないこと。（重症心身障害者を除く。）
- ③ 生活保護法による被保護者でないこと。

〔支給月〕 5月・9月・1月

〔手当月額〕 5,000円



## 4 特別障害者手当等の支給（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）

## (1) 特別障害者手当

障害者の所得保障の一環として、障害者の自立生活の基盤を確立するために制度化されたものであり、在宅の特別障害者に対し、著しく重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の増進を図ることを目的とするものである。

## ① 用語の定義

特別障害者とは、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳以上の者をいう。

## ② 支給要件

ア 身体障害者福祉法に規定する身体障害者療護施設その他これに類する施設等に収容されていないこと。

イ 病院又は診療所に継続して3か月を超えて収容されていないこと。

ウ 本人、扶養義務者等の所得が一定の額を超えないこと。

## ③ 支給月 2月・5月・8月・11月

## ④ 手当月額 27,350円 &lt;令和2年4月1日現在&gt;

(2) 障害児福祉手当

在宅の重度障害児に対する福祉の措置の一環として実施するものであり、その重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより、重度障害児の福祉増進を図ることを目的とするものである。

① 用語の定義

重度障害児とは、精神又は身体に障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳未満の者をいう。

② 支給要件

ア 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設その他これに類する施設等に入所していないこと。

イ 障害を事由とする年金給付を受けていないこと。

ウ 本人、扶養義務者等の所得が一定の額を超えないこと。

③ 支給月 2月・5月・8月・11月

④ 手当月額 14,880円 <令和2年4月1日現在>

(3) 経過措置による福祉手当

従来の福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない者に対し経過措置として、従前の例により福祉手当を支給するものである。

① 支給対象者

ア 昭和61年4月1日において20歳以上であること。

イ 昭和61年4月1日において、従前の福祉手当の受給資格を有すること。

ウ 特別障害者手当を受けることができないこと。

エ 障害基礎年金を受けることができないこと。

オ 本人、扶養義務者等の所得が一定の額を超えないこと。

② 支給期間

昭和61年4月1日以降、引き続き福祉手当の支給要件に該当する間支給するものである。

③ 支給月 2月・5月・8月・11月

④ 手当月額 14,880円 <令和2年4月1日現在>

各種手当の支給状況

(単位：人)

年度	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過措置福祉手当	計
平成27年度	276	133	9	418
平成28年度	272	131	7	410
平成29年度	277	115	7	399
平成30年度	256	113	8	377
令和元年度	269	112	7	388

## 5 心身障害者扶養共済制度（心身障害者扶養共済制度を定める政令）

親なきあとの心身障害児者の生活は、障害者を扶養している人々の大きな悩みのひとつである。

この制度は、このような共通の立場にある保護者が相互扶助の精神で掛金を出し合い万一のことがあった場合に、障害者に終身年金（1口2万円）を支給することにより経済的な援助を保証し、生活の安定と福祉の向上を図るとともに障害者の将来に対し、保護者の抱く不安を軽減することを目的として実施している。

昭和55年4月からは、この制度に2口加入制度が新設され、希望により2口加入ができるようになった。2口目に加入した場合は、年金及び弔慰金の額が2倍（4万円）となる。

### 心身障害者扶養共済制度加入状況

(1) 加入者<各年度3月31日現在>

(単位：人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
加 入 者 計	95	93	88	83	82

(2) 年金受給<各年度3月31日現在>

(単位：人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年 金 受 給 者 数	82	82	87	85	86

## 4 相談業務

### 1 障害福祉課窓口での相談

#### (1) 身体障害者診査・更生相談（身体障害者福祉法）

##### ① 診 査

福祉事務所では、身体障害者の更生を図るため、更生相談所に依頼して、身体障害者の全身状態の所見、障害局所の診断、更生医療給付の適否及び補装具の要否判定等の診査を行い、この結果に基づいて必要な措置を行っている。

##### ② 更生相談

福祉事務所では、身体障害者の更生に必要な生活上の問題をはじめ、就職、施設入所等各種の相談に応じている。

#### (2) 精神障害者福祉サービスに関する相談・助言（精神保健福祉法）

社会復帰施設の利用斡旋・調整・各種サービス利用に対する相談、調整等を行う。相談員は、専任の精神保健福祉士・保健師・ケースワーカーが担当する。

### 2 障害福祉課以外の相談

#### (1) 地域療育支援事業

福祉経験の豊富な地域のコーディネーターが、発達の遅れの相談や福祉サービスの調整を援助する。障害のある子どもやその家族の相談に応じて、家庭訪問も実施する。個々の状況に応じたケア計画の作成も行っている。

- ・ 地域生活支援センターせふりー

#### (2) 障害者就業・生活支援センター

障害者の就業についてや、就労されている障害者の方の地域生活全般にわたる支援について、専門の就業支援ワーカー・生活支援ワーカーが相談に応じる。訪問、電話、来所等により、生活上、職業生活、衣食住、余暇活動、健康等に関する指導、助言、職業準備訓練のあっせん等を行う。

- ・ 富士障害者就業生活支援センターチャレンジ

#### (3) 在宅者訪問

毎年1～2月、在宅の障害者を知的障害者相談員等が訪問し、現状把握、アドバイス、就労支援事業所・地域活動支援センターなど日中活動の場についての情報提供等を行っている。

### 3 障害者相談員の活動

#### (1) 知的障害者相談員

様々な悩みを抱えている知的障害を持つ人やその家族の地域生活の支援を行う為、知的障害者相談員として市長から委嘱された相談員17人が活動している。主に知的障害を持つ本人、家族からの生活、人間関係、養育、就職等の相談を受け適切な指導、助言を行う。また毎月1回の定例会として関係機関との間で情報交換、研修活動等を行っている。

## 令和元年度知的障害者相談員の活動状況

## 相談指導内容

業務内容		件数	計(件)
相談指導内容	養育		4
	生活		127
	家庭		65
	施設入所		37
	就学		5
	就職		35
	その他		259
	合計		532

## 活動の状況

活動の状況	区分	活動日数(日)	活動件数(件)
	相談・指導・調査のための訪問活動		118
福祉事務所・健康福祉センターへの連絡		18	21
諸会合・行事等への参加		179	164
その他		18	19
	合計	333	388

## (2) 身体障害者相談員(身体障害者相談員設置要綱)

身体に障害のある人の更生援護について、地域で相談に応じ、また、身体障害者の地域活動の推進を図るため、身体障害者相談員として市長から委嘱された相談員計15人が活動している。

## 令和元年度身体障害者相談員の活動状況

(単位：件)

業務区分		件数	計
相談業務	医療相談		63
	補装具相談		20
	施設相談		7
	生活相談		73
	職業相談		23
	結婚相談		7
	その他相談		283
	小計		476
協力業務	地域活動に従事		264
	関係機関への協力		286
	啓発活動の実施		89
	その他		207
	小計		846
	合計		1,322

(3) 精神障害者相談員

精神に障害のある人やその家族が安心して地域生活を送れるよう相談相手となりながら、必要な支援を行うとともに、精神障害者福祉活動の推進を図るため、市長から4人の相談員が委嘱されている。

令和元年度精神障害者相談員の活動状況

(単位：件)

業務区分		件数	計
相談内容	医療に関する相談		2
	日常生活に関する相談		9
	家族に関する相談		9
	福祉サービスに関する相談		2
	就労に関する相談		3
	その他の相談		15
合計			40
活動の状況	こころを病む人の家族のための電話相談		49
	諸会合・会議の参加		28
	行事への参加		22
	その他		0
	合計		99

## 5 在宅者へのサービス

### 1 富士市障害児（者）ライフサポート事業（富士市障害児（者）ライフサポート事業実施要領）

障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法による給付を補完する制度としてライフサポート事業を実施しており、AD/HD・LD・高機能自閉症等、障害者手帳を所持していない人も対象としている。（平成16年10月から実施）

#### ホームヘルプ事業

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録者数（人）	27	27	22	21	21
利用人数（人）	8	4	3	3	2
年間利用時間（時間）	176.0	58.0	73.5	52.5	55.0

#### ショートステイ事業

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録者数（人）	97	102	100	98	95
利用人数（人）	66	71	66	70	61
年間利用回数（回）	(宿泊) 141 (日帰り) 2,463	(宿泊) 131 (日帰り) 2,792	(宿泊) 136 (日帰り) 3,256	(宿泊) 146 (日帰り) 2,442	(宿泊) 146 (日帰り) 1,959



## デイサービス事業

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録者数（人）	6	7	3	11	11
利用人数（人）	2	5	3	6	6
年間利用回数（回）	144	147	171	209	225

## 2 配食サービス（富士市障害者配食サービス事業実施要領）

家庭において食事の確保が困難な障害者に対して、配食サービスを実施することにより、障害者の生活の自立と生活の質の確保を図る。

## 利用状況

(単位：人、食)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実 人 数	47	45	53	41	38
配 食 数	7,154	7,382	7,427	6,541	6,719

## 3 重度心身障害者タクシー及び福祉タクシー利用助成事業

（富士市重度心身・精神障害者タクシー利用料金及び重度身体障害者福祉タクシー利用料金助成要綱）

在宅の重度心身障害者の社会参加の促進と生活圏の拡大を図るために、昭和62年4月1日から、タクシーを利用したときに、平成11年4月1日から福祉タクシー（車いす等のまま乗降できるタクシー）を利用したときにその初乗運賃を助成している。

## 利用状況

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
タ ク シ ー	利用券交付者数（人）	382	374	375	372	401
	利用券数（件）	5,350	5,510	5,455	5,165	5,225
福祉タクシー	利用券交付者数（人）	0	0	0	0	0
	利用券数（件）	0	0	0	0	0

## 4 福祉電話の貸与（富士市身体障害者福祉電話貸与事業実施要領）

外出が困難な低所得の重度身体障害者に対し、コミュニケーションや緊急連絡をするため、福祉電話を無償で貸与し、基本料金の援助を行う。

## 貸与状況

(単位：台)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
貸 与 台 数	2	0	0	0	0

## 5 緊急通報システムの設置（富士市重度障害者等緊急通報システム設置事業実施要領）

ひとり暮らしの重度身体障害者の安全と緊急時のために緊急通報システムを無料で設置する。

## 設置状況

(単位：件)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設 置 件 数	4	1	1	1	2

6 紙おむつの支給（富士市重度身体障害（児）者紙おむつ支給事業実施要領）

身体に障害をもつ6歳以上65歳未満の在宅の者で、紙おむつを常用するものに支給する（ただし、支給枚数に上限があり、また所得の状況により費用の一部負担あり）

利用状況 (単位：人、枚)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者人数	164	167	169	179	186
支給枚数	280,776	288,352	300,616	286,556	295,330

7 介護ベッド用防護フレーム・人工呼吸器用非常用バッテリー等防災用具の給付

南海トラフ地震などの大規模災害に備え、在宅の重度身体障害者（児）に介護用寝台の耐震防護フレーム及び人工呼吸器用非常用電源を、視覚・聴覚障害者に災害情報受信関連機器を給付する。

利用状況 (単位：件)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護用ベッド防護フレーム	0	0	0
人工呼吸器用非常用電源	0	0	4
災害情報受信関連機器	0	0	0

8 機能回復訓練事業（富士市重度身体障害者（若年）機能訓練実施要領）

18歳から39歳までの肢体に障害のある方を対象に、余暇の充実や身体機能の回復を目的として、レクリエーションを中心に開催した。平成28年度をもって事業終了。

利用状況 (単位：人、回)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実 人 数	6	5	—	—	—
開 催 回 数	98	96	—	—	—
延 参 加 人 数	519	359	—	—	—

9 点字図書・視覚障害者用テープの貸出し

目の不自由な人たちの教養と福祉の増進を図るため、点字図書及びテープ図書の無料貸出しを行っている。

名 称	所 在 地	電 話
富士市立中央図書館	〒417-8515 富士市永田北町3番7号	51-4946

10 こえの県民だより・県議会だより（音声版）の貸出し

毎月発行されるこえの県民だよりと年4回発行される県議会だより（音声版）を障害福祉課で無料貸出している。

## 6 他法による施策

### 1 税の減免

#### (1) 所得税（所得税法）

納税者自身が障害者である場合及び控除を受ける配偶者、被扶養者に障害者がいる場合、その障害の程度により、次の所得控除が受けられる。

特別障害者控除（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者手帳1級）	400,000円
障害者控除（身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者手帳2・3級）	270,000円

#### (2) 住民税（市民税）

① 納税者自身が障害者で、年間所得が125万円以下の場合には非課税となる。

② 納税者自身が障害者である場合及び控除を受ける配偶者、被扶養者に身体障害者がいる場合、その障害の程度により、次の所得控除が受けられる。

特別障害者控除（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者手帳1級）	300,000円
障害者控除（身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者手帳2・3級）	260,000円

#### (3) 自動車税（種別割・環境性能割）

障害者が取得した車を生業・通院・通学等のために生計を一にする者が運転する場合、自家用1台に限って、自動車税種別割及び自動車税環境性能割（軽自動車も含む）の減免が受けられる。

#### (4) 相続税

相続人が障害者である場合、その相続人が85歳に達するまでの年数に、次の額を乗じて得た金額が相続税の額から控除される。

重度障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者手帳1級）	200,000円
障害者（身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者手帳2・3級）	100,000円

### 2 雇用促進

障害者の雇用の促進及び障害者の就職の安定化を図るため、事業所は、障害者を一定率以上に雇用するよう義務づけられている。また、公共職業安定所（ハローワーク）では、障害者に対する職業の紹介及び就職後の指導も行っている。

### 3 日本旅客鉄道会社運賃の割引

身体障害者手帳又は療育手帳を交付された方が、JRを利用する場合、次により運賃の割引が受けられる。

〔割引の種類〕

#### (1) 普通乗車券

第1種・第2種の障害者が単独で乗車する場合及び第1種障害者が介護者とともに乗車する場合。

#### (2) 定期乗車券

第1種障害者及び12歳未満の第2種障害者が介護者とともに乗車する場合。

(3) 回数券

第1種障害者が介護者とともに乗車する場合。

(4) 急行券

第1種障害者が介護者とともに乗車する場合。

〔適用区間〕

- ① 第1種・第2種障害者が単独で乗車する場合は、片道100キロメートルを超える区間。
- ② 第1種障害者が介護付で乗車する場合は、区間制限なし。

〔割引率〕

障害者及び介護者とも5割の運賃割引が受けられる。ただし、小児定期乗車券については、適用されない。

〔介護者〕

介護者とは、鉄道係員が介護能力があると認められた者で、障害者1人につき介護者1人とする。

4 バス運賃の割引

障害者が乗合バスを利用する場合、次により運賃の割引が受けられる。

〔割引の種類〕

おおむねJR運賃の割引に準ずる。

〔適用区間〕

特に距離的制限はないが、この制度は、都道府県単位で実施されているため、原則として静岡県内とする。

5 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳を所持する身体障害者が、自ら運転する場合、及び重度の身体障害者又は知的障害者が乗車し、介護者が運転する場合、有料道路の通行料の50%が割引される。(ETCでも割引可能)

6 航空運賃の割引

身体障害者手帳又は療育手帳、精神保健福祉手帳(顔写真付きのものに限る。)を交付された方が国内線の航空旅客機を利用する場合。障害に応じて運賃の割引が受けられる。

7 NHK放送受信料の減免(日本放送協会放送受信料免除基準)

<全額免除>

- ・ 「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全体が市民税非課税の場合
- ・ 生活保護を受けている場合等

<半額免除>

- ・ 視覚・聴覚障害者が世帯主の場合
- ・ 重度の障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者)が世帯主の場合
- ・ 重度の戦傷病者(特別項症から第1款症までの方)が世帯主の場合

**8 点字郵便物郵便料金の免除**

盲人用点字のみを掲げたものを内容とし、郵便物の表面左上部（横長の場合は、右上部）に「盲人用」と明記した郵便物は無料とされる。

**9 駐車の認可**

歩行困難な身体障害者、知的障害者、精神障害者が、最寄りの公安委員会にて標章の交付を受けることにより、駐車禁止の対象から除外される。

**10 タクシー料金の割引**

身体障害者手帳又は療育手帳を交付された方が、タクシーを利用する場合、手帳を提示することにより、料金が一割引となる。